

Title	路易十四世治下の財政状態：特にボアギュベールの諸著を中心として観たる
Sub Title	
Author	下田, 博
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.7 (1938. 7) ,p.889(31)- 916(58)
JaLC DOI	10.14991/001.19380701-0031
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380701-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

である。強ひてこれを用ひれば、的を射ずして自他を傷ける。Schott が「比較は統計の生命なり」と言ひ、Tischer が「統計的比較は統計學の基本概念に屬し、従つて統計理論の主要部門を構成す」と言つてゐるのは蓋し至言である。冒頭に一言した通り、統計利用は凡ゆる研究に於て一種の流行とさへ見られる。併し彼等に果して、充分な統計方法論の基礎的知識があるかどうかは多分に疑問である。獨逸に「嘘に三種あり、必要の嘘 (Notlüge)、卑しき嘘 (Genehtlüge) と統計」といふ諺がある。最初から人をだますつもりで嘘の統計を發表するなら別の問題だが、唯方法論的誤謬から心ならずも嘘つきになつて了つたとしたら、誰しも遺憾に堪へないであらう。この短文が統計の作製者と利用者との多少の参考となれば幸ひである。

(一九三八、六、二三)

路易十四世治下の財政状態

——特にボアギューベールの諸著を中心として觀たる——

下 田 博

一 緒 言

二 路易十四世治下の財政窮乏と其の沿革——ボアギューベールの諸著に現れたる當時の財政窮乏——財政窮乏と苛斂誅求の沿革——フランソア一世治下の財政改革と其の効果——ギラール及びフロウメントウ等の諸著に現れたるアンリイ三世治下の財政的「黄金時代」——中興の明君アンリイ四世の財政整理と其の効果——當時の財政難及び之に伴ふ收斂と税制との關係

三 路易十四世治下の租税制度——當時の主要租税としての人頭税——人頭税の性質、割當及び徵收方法——割當の不正と其の沿革——免税の特權許與及び其の特權剝奪の財政的意義——被免税者の資格及び範圍と其の經濟的效果——人頭税の徵收方法——收入役の選任——收入役の職掌——不當徵收反對者に對する處罰

四 御用金、鹽稅並びに雜稅 (次號)

路易十四世治下の財政状態

三一 (八八九)

五 當時の佛蘭西税制の特徴 (同)

六 當時の佛蘭西税制と佛蘭西古典派經濟學との關聯——結語 (同)

筆者は嘗て本誌上に於いて、フイジオクラト學說の出所を吟味し、それが當時滔々として一世を風靡せるマーカンチリズムの餘弊とアンシャン・レザイムの惡制とに對する反動として必然的に生ずるものなること、然も其の學說の根幹を成せる(一)重農思想(二)自然的秩序乃至自由放任の思想及び(三)財政改革の思想は既に早く第十七世紀の末葉ポアギユベールを初め其の他の先蹤に依つて先鞭を著けられたものなることを論證し、是等先達の重農主義的自由主義思想及び政策に就いて種々検討するところがあつた。(一)

(1) 本誌第二十六卷第七號、同上第二十七卷第四號、同上第二十七卷第十號、同上第三十卷第一號等所載拙稿參照。

佛蘭西の如く、政治的權力の極度に分散的なる封建社會體制に在つては、正に其れ故にこそ、斯かる社會體制下に於いて次第に擡頭せる商人ブルジョワと王權との締盟に依る、封建的貴族勢力の抑壓、従つて近代國家建設と同時に又た國民經濟建設は、激烈果敢に行はざるを得なかつた。即ち之れ所謂コルベールチズムの名を以て呼ばるゝ佛蘭西マーカンチリズムが實に他に類例を見ぬ程顯著にして且つ極端なる發展をば遂げた所以であるが、然も此の佛蘭西封建社會體制の特質、即ち其の極度の分權性、従つて封建的殘存勢力の強靱にして對内的國家統一の困難なることは、更に其の地理的自然的條件、即ち島國英國と異り直接外敵の脅威に暴されて居り、然も殊にマーカンチリズム時代の一特質たる強烈な國際的嫉妬乃至國民的反感に燃えたる當時の國際的對立の眞唯中に置かれて對外的國家獨立の不安なることと相俟つて、茲に佛蘭西王權をして、そのマーカンチリズム哺育政策に依るブルジョワ

ジの經濟的成熟にも拘らず、然も尙ほ且つブルジョワ・デモクラシーへの傾斜をば許すどころか、却つて愈々絶對王制の強化とマーカンチリズム政策に依る對内的統一及び對外的獨立乃至發展の強行へと向はざるを得ざらしめたのである。

斯くて、英國にとつて第十七世紀は議會主義にまで發展せる時代であつたのであるが、佛蘭西に於いては正に之と逆に此の世紀の間に王權が鞏化し、絶對主義に轉化したのである。而して此の絶對主義の下に行はれたるものは何か。

云ふ迄も無く、それは、國內的には、王權と締盟の關係に在つて之に其の必要とする財的援助を提供せる新興都市ブルジョワジの經濟的發展に對する極度の國家的指導干渉の續行、従つて其れに依る刷新の阻害・創意の萎靡・産業の沈滞等、要するにマーカンチリズムに伴ふ諸般の弊害の續出と、同時に又た封建的殘存勢力就中貴族的地方的諸集團に對する政治的權力の剝奪乃至彼等に獨立と鬭争の手段を與ふ可き農業的發展に對する極端なる抑壓、其の爲の農村の疲弊でなければならぬし、更に又た對外的國家獨立乃至發展のために行はれたる無謀の外征、其の齎せる國費の濫費乃至蕩盡でなければならなかつた。

従つて、何よりも先づ國家財政の窮乏を救済し、且つ又た自由と平和の裡に謂はゞ佛蘭西の傳統たる豊饒な「葡萄」と無花果の樹蔭に憩ひを求め(2)ことを欲求するの切なる、當時の佛蘭西の如く甚しきものはなかつたのである。重農主義的自由主義諸論策と同時に、財政救済乃至改革思想が滂沱として當時佛蘭西全土に漲れるも、誠に、當然のことと云はねばならぬ。否な、當時佛蘭西の國家的破産状態に對する批判乃至對策は、先づ差當り、逼迫し紊亂せる財政的救済乃至改革にこそ向けられたのである。試みに、路易十四世治下に刊行せられたる財政關係著書

小冊子の数を見よ。それは、實に、無慮一千二百の多きに達して居るのである。(3) 然らば、斯くの如く萬人萬策を提言するの様を呈せしめたる當時の財政状態とは抑々如何なるものであつたか。之をボアギューベールの諸者を中心として窺ひつゝ、其の由つて生ぜざる所以を尋ね、更に當時の財政之策の影響を見んとするのが、本稿の目的である。

(3) Adolphe Barqui (Ainés), Histoire de l'économie politique en Europe, etc, 1887, p. 89.

(3) Jacques Lelong, Bibliothèque historique de la France, etc, 1769. 「當時の主要なる文献が掲載せられて居る。」

II

佛蘭西は元と豊かなる國である。その風土乃至土壤は優秀にして、自然的所産に恵まれること多大なる國である。ボアギューベールの言葉を藉りれば、「其の國力の由つて生ずる所以は、實に自國の包有する多くの住民を養ふためのみならず、更に窮乏せる他國の住民に分ち與へるためにも亦、充分豊富なる、諸般の生活必需品を生産しつゝある點に在る。」(4)

(4) Pierre le Pesant, sieur de Boisguillebert, Le Detail de la France, etc, Première Partie, chap. II. E. gène Daire, Collection des principaux économistes, Tome I, Économistes financiers du XVIIIe siècle, 1851, p. 164.

然も、其の同じ國が、今や、路易十四世治世後年に於いてはどうか。王が我が子の如く慈しみ又た今迄王のためには水火の苦をも厭はなかつた王の民は餓死して居る。土地の耕作は殆ど抛棄せられて居る。田舎も又た都市も住民は絶えて居る。凡ゆる職業は萎靡沈滞して最早や労働者を養つて居ない。凡ゆる商業は殲滅して居る。故に斯かる貧窮せる人民から金銀を獲るのでなく、寧ろ彼等に施捨を爲し而して彼等を養はねばならぬのである。全佛蘭

西は最早や唯だ荒涼として貯へ無き一大施療院に外ならない。(5) 此の國家的破産の原因を歸して、當時既に有害無用化せるマーカンチリズム拘束政策の續行と、屢々の無謀なる對外政策とに在りと做すことは、當時識者の齊しく認むるところであつたが、わけても、七十餘年の生涯を擧げて、一にアンシャン・レディム及びコルベールチスムに對する完膚なき批判と、其の缺陷及び悪弊に對する痛烈なる駁撃とに費せるボアギューベールは、實に、コルベールチスムが其の發展の絶頂に達し、其の典型的具體化を見たときと看得る、凡そ一六六〇年頃、其の頃こそを以て、外らぬ、國勢衰退、財政窮乏の端を成せるものと做すのである。

(5) Oeuvres de Fénelon, Edit. Firmin, Didot, 1835, Tome III, p. 414.

彼は云ふ、一五八二年アンリイ三世は三千二百萬の年收を得て居つた。(6) 然も、其の後に獲得せる約十分の一の領土的増加を加算すれば、王の年收は優に三千五百萬に値した。今其の當時と現在との貨幣價値の變動を考慮すれば、一五八二年當時の三千五百萬は、實に、一六九五年現在に於いては一億七千五百萬(即ち五倍)に相當する。(7) 然るに、今や、路易十四世は、現在の貨幣價値で、僅かに然も漸くにして、一億一千二百萬乃至一億一千五百萬の年收を得るに過ぎぬ。(8) 王の此の年收の減少は何に由るか。彼に従へば、其の原因こそ、凡そ一六六〇年以降に於ける國庫の疲弊に在るのである。即ち今や國家收入の減少は「何人と雖も疑はざる程極めて明確なる事實」であつて、それは「少くとも半減」(9)して居る。之を數字で表せば「其の減少は一年五億である。」(10) 蓋し、國家收入の減少する以前には、不動産收入(11)が一年約七億であつた。動産收入を之と略ぼ同額と推定しても、佛蘭西の國家收入は一年十四億を下らない。斯くて、それが半減したとき、その減少額を約五億と評價するのは「大過なきものである。」(12)

(6) フォルボネーに據れば、一五八一年に於ける王の収入は左の如くである。

收税地區二十箇所の収入合計	3,409,612L. 9s. 11d.
森林賣却代	225,315L. 12s. 11d.
寺院収入	22,979L. 12s. 6d.
臨時収入	3,545,858L. 10s.
關稅收入及び其の他	4,294,481L. 19s. 3d.
合 計	11,498,776L. 3s. 9d.

右の數字はボアギューベールの其れに比すれば可成りの相違がある。併し乍ら、フォルボネー自らも云へる如く、其れは決して完全なるものではない。其の中には、特殊の個人より徴收せる租稅收入及び裁判所關係の諸收入が全く含まれて居らない。従つて、當時王の年收を凡そ三千五百萬とせるボアギューベールの評價は大體に於いて正しいと云ひ得やう。(Folb onais, Recherches et considérations sur les finances de France, 1758, Tome I, p. 154.)

(7) Boisguillebert, Le Détail de la France, etc., chap. VII. Daire, Op. cit., p. 169.

(8) Ibid. Ibid., p. 170.

(9) Ibid. chap. IV. Ibid., p. 166.

(10) Ibid., chap. V. Ibid., p. 167.

(11) ボアギューベールの謂ふ「不動産」(biens en fonds)の中には、單に土地のみならず、官職、手数料、通行稅及び水車稅等をも包含して居る。(Boisguillebert, Le Détail de la France, etc., chap. V. Daire, Op. cit., p. 167.)

(12) Boisguillebert, Le Détail de la France, etc., chap. V. Daire, Op. cit., p. 167.

彼は以上の敘述を其の「佛蘭西詳論」(Le Détail de la France, etc., 1695.)の中に於て行つて居るのであるが、然も之より約十年の後に公にせられたる「佛蘭西の辯護」(Factum de la France, etc., 1707.)に於いては、此の國家收入の減少を更に大きく評價して居る。曰く、「吾々は尙ほ一六六〇年以降の此の減少が一年十五億以上に達すると主張する。(13)と。此の凡そ十年の間に、佛蘭西の財政状態が、一路悪化の傾向を辿り、愈々痛歎すべき破局に陥れることは事實である。併し乍ら、彼は其の「佛蘭西詳論」の中に於いて、一六六〇年頃の國家收入を凡そ十四億と評價せること既述の如くである。無論、此の評價は、彼が約七億と見た「不動産收入」に對して、「動産收入」を略ぼ之と同額と做したものであるから、聊か過少評價ではある。蓋し、「動産收入」は、當時、「不動産收入」の少くとも二倍乃至三倍と看るのが至當であるからである。だが、それにしても、今や、一六六〇年以降に於ける年々の國家收入の減少を十五億と評價するに至つたのは聊か過大の嫌ひがあると云はねばならぬ。

(13) Boisguillebert, Factum de la France, etc., chap. II. Daire, Op. cit., p. 253.

同時に、一五八二年アンリイ三世當時の三千五百萬を以て一六九五年路易十四世時代其の五倍に値すると云ふのも亦た聊か過大評價たるを免れない。斯くては、貨幣價值は、此の約一百年の間に、一對五の比を以て減少したことになる。だが、アンリイ三世當時に於いては、純銀正一マル(Harc)に就き二十一リイヴルを鑄造したが、第十七世紀の末葉に在つては、之を以て約三十六リイヴルを鑄造したのである。(14)果して然らば、其の比は殆ど一對二にも足らぬ。言ひ換へれば、アンリイ三世當時の三千五百萬リイヴルは、路易十四世時代には七千萬リイヴルにも値しないのである。従つて、アンリイ三世當時、假りに路易十四世時代の一億七千五百萬リイヴルに相當すべき金額を得たとするならば、彼が理想的時代として讚美せるアンリイ三世時代こそ、逆に却つて、可成りの收斂を行

つて居つたこととなる。正に、アンリイ三世の時代が決して彼の想像せる如き「黄金時代」でなかつたこと後に述ぶる通りである。

(14) Bailly, Histoire financière de la France, Tome II, p. 296.

敘上の如く、凡そ一六六〇年を境とし、財政窮乏を以て此の頃より深刻化したと見る點に於いて、ポアギューヘールの所言は寧ろ誇張に失して居る。思ふに、其れは先驅的自由主義者として、コルベールチスムを蛇蝎視せるあまりのことであつたらう。彼は何よりも先づコルベールチスムの排撃を要求する。此の要求にして容れられるならば、事態は能く一六六〇年以前と等しく、極めて順調に推移すると觀た。蓋し、彼にとつて、此の一六六〇年代以前こそは、其れへの復歸を要望すべき理想的時代であつたのである。だが、果して然るか。國庫の逼迫と之に伴ふ收斂の歴史は、その由つて生ずる所極めて遠く、其の根差す所頗る深いものではなかつたらうか。

思ふに、其れは「物質的ルネッサンスの時代」(15)第十六世紀と共に初まると云つても過言ではあるまい。即ち、先づ、フランソア一世(François I)の時代、悪財務官を處罰し、財政制度の改革を行ひ、又た中央金庫を設けて王の命ぜる出納官に限り其の權限を與へ、既存の財務會議の權限を縮小して財政の中央集權化を行ひ、以て其の充實強化を計つたのではあるが、然も依然たる國庫の不足は、茲に、稅率の引上げ、新稅の設定及び官職の賣買を屢々行はしめたのみならず、サンブランシーを初め、商人乃至金融業者にして官吏を兼ねたるものをして、國庫への貸附に依つて巨利を得しめ、又た徵稅請負人乃至黨人をして國庫への前貸に依つて徵稅の權利若しくは政府の創設する凡ゆる種類の事業に關與する權利を得しめて、庶民に對する收斂を擅にせしめたのである。

(15) Dubois, Précis de l'histoire des doctrines économiques, 1903, p. 99.

然も、纏て襲へる久しき宗教戰は全く國庫を窮乏の淵に陥れ、従つて又た收斂を甚しからしめ、人をしてアンリイ三世(Henri III)の治世に怨嗟の聲を放たしむるに至つたのである。當時の状態を冷靜なる態度を以て描寫せるギラールに據れば、當時課稅の公正と輕減とが要望せられたにも拘らず、「王の經費を充分に満たす官有財産(Domaine)を初め、諸他の國用補助稅(Subsidies)の設定が行はれ、其の中に人頭稅(Taxes)も含まれて居つた。吾々は佛蘭西に於いて此の人頭稅が何時の世に始まつたかを知らない……併し之は臨時國用補助稅の形式に依れるものであつた……然るに、長年の習慣から、嘗て好意を以て承認せられた同稅は、爾來、國王に對して世襲的傳統のとなり、且つ戰時平時の差別なく、常設的となるに至つた。所が、此の人頭稅を以て尙ほ満足せず、漸次に貧民の雙肩に重稅が課せらるゝに至り、而して其の課稅が王の諸大臣に依つて濫用せられたるため、幾多の大なる暴動が勃發して居る。然も、爾後、人頭稅に重ぬるに人頭稅を以てし、又た課稅に加ふるに課稅を以てせるが故に、佛蘭西は王に對して叛逆し、斯くて佛蘭西の衰滅が信ぜられるのである。」(16)

(16) Bernard de Girard, seigneur du Hailan, De l'Etat et succes des affaires de France, 1589, p. 243. 本書の初版は一五七〇年と云はれて居る。茲に引用したのは、其の増補訂正版で、一五八〇年四月に刊行せられたるものである。

然も、是等の過重なる人頭稅及び諸他の負擔は、何人に對して課せられたか。それは殆ど納稅能力なき人々の頭上に雨下したのであり、而して是等の課稅が愈々激増するにつれて、納稅者階級の範圍は益々狭められつゝあつた。言ひ換へれば、免稅の特權は課稅の激増に比例して増大しつゝあつたのである。此の被免稅者階級の中には、元來、貴族と僧侶とが含まれて居つたのであるが、然もポアギューベールに先立つ凡そ一世紀半の昔に於いて、貴族僧侶以外に尙ほ幾多の被免稅者が存したのである。ギラールは云ふ、「王の侍從及び陪食者、王妃、王子、王女及び王の姉

妹の外に尚ほ、特別の命令に依つて同様の特権を享受せる諸他の人々がある。即ち、先づ、軍人であり、選拔近衛騎兵隊の大尉・中尉・少尉・旗手・軍曹・憲兵・射手・給養掛り及び諸他の士官乗馬憲兵隊の司令官・中尉及び射手、主計官、陸軍監督官及び検査官、監督長官及び砲兵隊の諸他の士官之である。尚ほ、造幣職工、國王秘書、廢兵、大學總長、諸博士、教員、専門學校長、書記、大學下吏、現在研究中の學生、醫者、議長及び議員、檢事、辯護士、裁判所書記、最高法院の守衛及び諸他の官吏、並びに凡ゆる司法官等も亦た等しく租税を免除せられたのである。(17)即ち、何等かであり、何等かを知り、若しくは何物かを所有せる人々は悉く特権階級として免稅の恩澤に浴して居つたのである。

(17) Girard, Op. cit., p. 249.

他方、徵稅者を見るに、其れは單に國王のみでなく、ギラールに據れば、多數の領事、官公吏及び市長等も亦た、眞しやかな要件に事寄せて、巨額の金額を人民に課し之を徵收し、而して之を勝手に使用し、隱匿し、斯くして其の大部分を掠取し、貯藏する。されば、屢々其處より生ずる斯かる不都合に善處せんがために、陛下は幾多の勅令及び一般的特殊の命令を設定し、之に依つて、御璽なくして金錢を徵收するを禁止し、又た徵收の許可と其の特別の命令とを以て免許狀に依ることとし、之が違犯者及び忌避者に對しては體刑を課することとした。だが、之は嘗て善き時代のことであつた。全く悪しき昨今に於いては凡ゆる種類の徵收が行はれて居り、然も今日迄竟ぞ罰せられたことがない。(18)纏て後に至り、ボアギューベールに依つて、秩序の時代若しくは國庫豊かにして課稅の公正なる時代として讚美せられたるアンリ三世治下の佛蘭西は、斯くの如く、全く悪しき時代であつたのである。

(18) Girard, Op. cit., p. 257. 尚ほ Bailly, Op. cit., Vol. I, p. 275-278. 参照。

尚ほ、當時、三級議會の需めに應じて、國情を詳細に調査せるフロウメントウの所言に據れば、市民階級の恨歎は嘗に苛酷なる經常的人頭税のみならず、實に雑多な負擔と經濟的激動とに存したのである。即ち、寄附乃至寄贈、戸別賦課金、御用金、關稅……外國貿易稅、鹽稅、軍人五萬人分の俸給割當、人頭附加稅、選拔近衛騎兵隊の増加、葡萄酒輸入稅、一般及び特殊借入金、訴訟一件に就き一百ソルの國用補助稅、共有財産の購買勸誘、圍繞都市當事者に對する新國用補助稅、貨幣價値の増減、掛値、人頭稅總額に對する一リイヴルに就き二、三乃至四ソルの附加稅……及び諸他の附加稅等之であり、而して日増しに人頭稅の上に人頭稅を課せられるが故に、納稅者の大半は最早や露命を繋ぎ得ず、然も常に執達吏及び諸他の不當徵稅者が訪れ來つて、底知れぬ強請、收斂否な強奪を敢てせるため、村落の大半は今や無人の郷と化して了つて居る。(19)

(19) Le Secret des finances de France, decouvert et departi en trois liures par N. Froumentau, et maintenant publié pour ouvrir les moyens legitimes et necessaires de payer les dettes du Roy, descharger ses sujets des subsides imposez depuis trente un ans et recourir tous les deniers pris a Sa Majesté, 1531, p. 27-8.

當時、一時に支拂ふか、若しくは年賦で償還するか、何れにしても、總括的補償金を納附することによつて、或る種の租税を買ひ請けることが出來た。茲に於いてか、諸都市及び諸地方は、屢々、其の住民を敍上の暴逆なる苛斂誅求から救濟せんがために、之を試みたのである。然るに、其の買ひ請け價格たるや、法外に高價である割合に、其の利益は誠に微々たるものであつた。蓋し、一方買ひ請けが行はれるにつれて、他方新稅乃至新官職の設定が續行せられたからである。されば、三級議會の席上、或る人がブルゴーニュ(Bourgogne)に向つて、彼が常に此の補償金納附に依つて新設課税を免れ得て居るから、殆ど不平の無かるべきを尋ねたる時、ブルゴーニュの之に答

へて曰はく、「誠に、諸君、吾々は常にブルゴーニュ公國の權威を出来る限り保持して來た、而して今日迄ブルゴーニュ公國は、幸にして、上述せる御用金の賦課を免れて來て居る。又た、王が何等か新官吏の創設をなすに應じて、吾が公國では之を廢止するために善處することを怠らない。だが、斯くして行へる廢止が地方に對して何に値するかを果して諸君は知つて居らるゝか！廢止前と同じである、否な寧ろ其れ以上に悪い。蓋し、王は其の約束に反し、之が廢止を許り切れぬほど、新官吏を創設するからである。斯くてブルゴーニュ公國の昔の收入を以てしては現在の官吏の俸給の半分をも支拂ふに足らないのである……」(20)

(20) Froumentau, Op. cit., p. 39.

併し乍ら、人民から多くを得んと欲すれば、須らく彼等に多くを得る力を與へなければならぬ。然るに、彼等に與へられたものは、其の經濟的活動の援助にあらずして、多く之を阻害するものであつた。殊に、商品輸送の場合に、寧ろ荒唐無稽と思はれるほど煩雜苛酷なる諸税をば徵收せるが如き、其の最も顯著なる一例である。即ち、凡そ如何なる商品と雖も、先づ通行税を課せられ、次ぎに鹽稅署及び徵稅請負人乃至御用金係りたる者に依つて鹽稅(sabaille)に重ぬるに鹽稅を以てせられぬものはない。其處から更に又た稅關の蒸溜器を通過せねばならぬが、此處でこそは檻襖屑に至る迄きちんと、稅關吏の氣に入る儘に支拂はせらるゝのである。要するに、之こそは佛蘭西最大最秀の豪商にとつても頭痛鉢巻なのである。それは初めから優に一年一萬乃至一萬二千リイヴルに値せる租稅であり、現在に於いては人々は一年舊銀貨で四、五十萬乃至六十萬リイヴル支拂つて居るが、尙ほ少くとも十萬乃至二十萬リイヴル徵收さるべきである、蓋し此の王國には隅も角も無いから、若しくは又た此の王國に入つて來る可き商人及び商品を見分けるために見張人も乃至はスパイも設けられて居ないから、欺き入るものがあり、若しく

は又た屢々稅關の眼を掠めるものゝあることが考へられるからである。斯くて斯かる方法に依つて商人の財寶が略取せられてゆくのである。」(21)

(21) Froumentau, Op. cit., p. 37-8.

否な、吾に商人のみならず、凡そ特權階級以外の者は皆是、等しく、國王乃至國庫が要求し收受するよりも遙かに多額の金銀を支拂はせられ、然も其の間幾多の介在者に依つて掠取せられたのである。斯くて、フロウメントゥーは「嘗て此の王國の凡ゆる地方に於いて擢てて居たが、今や一家は離散し、信用は失墜し、取引は消滅し、辛うじて其の日その日を送れるに過ぎない、正直にして善良なる多くの家族」(22)の境涯を暗澹たる筆致を以て敘述して居るが、然も斯かる慘狀は單に若干の家族の特殊な場合だけではない。其れは普遍的である。今や頽廢と破滅とが到る處に漲つて居るのである。蓋し佛蘭西の文學は無學文盲同然である。武器は其れ自體に對して武裝する。自ら劍を以て佛蘭西國民は佛蘭西國民を斬り殺す。其の血は赤く、河川を血塗り、美は醜と化し、美點は萎縮し、富は滅び、都市は無人の郷と化し、國庫は枯渴し、而して信用は全く地に墜ちて了つたのである。(23)アンリ三世時代の國庫の疲弊、之に伴ふ苛斂誅求、従つて生ぜる庶民困憊の有様は正に斯くの如きものであつたのである。

(22) Froumentau, Op. cit., p. 11-12.

(23) Ibid., p. 3.

而して、中興の明君アンリ四世(Henri IV)の時代に、前代の王達の遺せる紊亂し疲弊せる財政の整理と立直しが行はれ、更に又た負擔の輕減と公正とが計られたが、然も此の時代は所謂「商工的進歩の時代」(24)であり、明君善政の餘澤も農民階級に迄及ばず、寧ろ彼等の犠牲に於いて商工的發展が遂げられつゝあつたのであり、斯くて農民

の負擔は却つて重くさへなつたのである。加ふるに、一六二〇年アンリ四世の暗殺せられたる直後、賢相シュリール公(Maximilien de Béthune, Duc de Sully)の後を襲へる伊太利人コンシニイ(Concini)は、早くも、一六一三年以來突如として、從來廢止せられて居つた悪法凡そ四十を復活し、印鑑税を増徴し、約百箇の官職を創設して之が購入を強制し、又た司法事務に公然干渉して正理を曲げ、法規を無視して猶豫狀・召還狀・召集狀乃至濫役刑(esterre)宣告狀等を任意に發令し、三十萬リイヴルの贖罪金に依つて瀆職財務官の放免を公約する等、正に暗殺に値する非政を行つたのである。(26)

(24) René Gonnard, Histoire des doctrines économiques, de Platon à Quénay, 1924, p. 142

(25) コンシニイは後にアンクル(Ancel)の元帥となつたが、一六一七年、路易十三世承認の下に、暗殺せられた。

然も、其の後、路易十四世の即位當初宰相マザラン(Mazarin)の治世下に在る頃の佛蘭西も亦、斷じて、ボアギユベールの云ふ如き、國庫豊かにして國運隆盛なるものではなかつた。所謂「フロンド黨」(La Fronde)の叛亂が勃發し、約五箇年間も斷續したのは、實に、此の頃の事であり、(26)之が爲に誘致せられた財政の紊亂及び人民の蒙りたる惨害は誠に絶大なるものであつた。(27)既に、一六四三年の末頃、ノルマンディー(Normandie)公國は王に陳情して曰はく、「陛下よ、吾々が何を課せられて居るか、如何なる待遇を受けて居るか、而して吾々の徴收せられる金額の如何に巨額であるかを考へられよ……此の地方の主都は、いとも巨額なる租税と獻納金のために、愕然として居る……彼等の特權は侵害せられ、市民は軍隊の宿泊に依つて壓迫を受けて居る……徴税請負人の迫害は、人を細目の恥ぢに曝すと云ふ、人の人格の自由に迄及んで居る。容赦なく、人々から徴收せる金額を述べただけで、聞く人をして嘆息させずには置かない……勞働して僅かに生計を立て、然も數年間小作料を滞納せる、貧農に對し

て課税し、督促し、易々として強請する……陛下の牢獄は、善心を失へるためではなく、貧窮のために租税を支拂ひ得ざる人々で、到る處、充滿して居る……ボン・オーデメール(Pont-Audemer)の牢獄だけでも五十人以上のものが死んで居る。(28)然もフロンドの役が斯かる惨狀に拍車をかけたことは云ふ迄も無い。實に、人々は惨害と壓迫、貧窮と絶望、戰亂と饑飢の裡に死滅したのである。ラモアノン(Lamoignon)の長官は云ふ、「全地方に亘り、人民は不當徴税者の掌中に陥つて呻吟して居る、然も彼等の膏血を絞つても尚ほ黨人達(Partisans)の激烈なる欲求は満足され得ないやうである。此の貧民の慘狀は、彼等が久しき以前より蒙れる惨害の連続と、最近二箇年間の殆ど異常なる物價騰貴及び饑饉とに依つて、殆ど極限に達して居る。」(29)と。

(26) Paul Rice Doelin, The Fronde, 1928, 尚ほ、本誌、第三十一卷第三號所載拙稿参照。

(27) Feillet, La misère sous la Fronde, etc., 1860, Vol. I.

(28) Ibid.

(29) Ibid.

にも拘らず、總收税官の數は四十より六十に増加せられ、租税の増徴と新税の設定とは愈々頻繁に行はれ、又た官職の創設と其の賣買とは止まる所をば知らなかつた。他方、マザラン治世の後年に於ける中央金庫は、凡ゆる醜事と紊亂との坩堝と化し、(30)正に「佛蘭西中最も汚穢な場所」(31)たる觀を展開して居つた。蓋し、マザランの歿後、其の遺産は凡そ一億(或は二億とも云はる)と云はれて居るが、其れこそ彼が人民を搾り、國王を掠め、國土と國庫との犠牲に於いて獲得せるものと云はれて居る。又た當時に於ける國庫の紊亂と損失とを最も明確に物語るものに、財務長官(surintendant des finances)フーケー(Fouquet)所罰の件がある。公金費消の罪跡が發覺し、十九年間城砦に禁錮せられ、終に獄死を遂げたフーケーではあるが、此の傲岸不遜な財務長官がヴァー(Vaux)の邸宅に費せる

金額は一千八百萬、其の邸宅建築の爲に買入れて平坦にしたる土地の面積は實に三箇村の廣きに互れるものであつた。斯くの如く、マザラン治世下の佛蘭西財政は如何なる意味に於いても斷じて良好且つ健全なるものではなかつたのである。

(38) Forbonais, Op. cit., Vol. 1, p. 266-8.

(39) Michelet Jules, Louis XIV et la Révolution de L'Édit de Nantes (Oeuvres complètes de Michelet. Nouvelle Édition. Histoire de France, Tome XV. Histoire de France au dix-septième siècle), chap. 1, p. 24. 參照

斯くて、上に敘し來つた財政窮乏と之に伴ふ苛斂誅求及び其の齎せる庶民の困憊が遂に路易十四世治世の後年に至つて救ふ可からざるものとなれること正にボアギューールの所説の如くであるとしても、然も吾々は彼の云ふ如く其れ以前の時代を以て復歸に値すべき理想的時代とは考へ得ないのである。衰頹と收斂の起源は頗る遠いものであつた。蓋し、復興し而して愈々勢力を増大せる王權は、第三階級に多くの保護を與へたが、併し又た彼等から多くを取ることを決して忘るゝものではなかつた。而して各時代を通じて凡ゆる國家財政が獨り第三階級の負擔に於いて賄はれ來つたことにこそ、實に、アンシャン・レヂイムの特質が存するのである。斯くて、問題は、必然に、當時の租税制度の分析に向けられねばならない。蓋し、其れ自體劣悪な、然も其の割當方法に依つて一入劣悪さを増せる、而して其の徵收方法に至つて愈々度し難きものとなれる租税制度にこそ當時の國家的破産の一つの重大なる原因もあれば、又た其處にこそ當時の財政經濟機構の理解の鍵も存するからである。吾々は之を亦たボアギューールの所言を中心として窺ひつゝ、更に其の由來を溯つて尋ねて見なければならぬ。

三

先づ、當時の主要なる租税は人頭税(Taxes)である。それは庶民の財貨と人格との上に課せられたる恒久的直接税であり、政府が必要に應じて、毎年其の額を定むるや、國民としては如何なる犠牲を拂つても納めねばならぬものである。政府は、年の央に、財務官に對して各收税地區の翌年度の納税總額を呈示する。財務官は直ちに收税地區の各選舉區の間に此の總額の「割當」(répartition)を行ふのであるが、その割當は前年度の割當と財務官の年々の「騎行」(chevauchées)即ち視察旅行によつて諸選舉區の納税能力に就いて得らるゝ情報とに基いてなされるのである。此の財務官の上申書は、遅くも八月には、中央政府に廻送され、其處で吟味し、評議し、適宜に修正されるのである。修正が終るや、政府は、十一月に、新年度徵税の「命令書」(commissions)を財務官に送達する。財務官は、八日間に、納税名簿を選舉區の代表者若しくは區長に送附するのであるが、其の選舉區の負擔總額を更に諸小教區に割當てるのには僅か八日間の猶豫が是等の代表乃至區長に與へられるに過ぎず、此の期間内に割當委員に依つて此の再割當が行はれるのである。

以上が人頭税の賦課される順序であるが、問題は其の割當と徵收の方法に在つた。

先づ、割當であるが、其れが概して重かつたことはまだしも、其の方法の頗る不公正なることが世人呪詛の的であつた。總じて、富者若しくは權門が其の負擔を全く免れるか若しくは之を輕からしむるため、貧者弱者に過重の負擔を蒙らしめることは通例であつたが、殊に此の傾向は最後の割當即ち小教區民に對する小教區負擔額の割當の場合に最も著しかつた。何等かの資格、勢力乃至財力を有する者は、彼等自らは固より、彼等の一族郎黨に至る迄悉く納税を免除せられ、負擔は之を免かれ得んがための勢力、資格乃至財力を有せざるものゝ上に雨下したのである。

此の課税の不公平は何時頃から始まつたか。普遍的窮乏の始期を以て最近の事と見たボアギューベールは、従つて、此の人民の貧窮のみならず、國庫の逼迫の主因でもあるべき劣悪な税制を以て亦た最近始まるものと考へた。即ち、彼に據れば、人頭税の徴集高は、其の創設以來第十七世紀の央迄、三十年毎に倍加し、一六五〇年四千八百萬であり、爾來減少して今や一七〇七年それは三千六百萬となつて居る。之は一見負擔の軽減せるを思はしむるが、其れこそ却つて人々にとつて煩苦の増大を意味するのである。蓋し、元と戰時特別税であつた人頭税であるのに、一六五〇年以來それは恒久的性質を帯ぶるに至つたからであり、而して其れが同年以來恒久的租税となつてから、茲に權門勢家の之を免かれんとする醜き努力が拂はれ初め、彼上の惡弊が漲るに至つたのである。(32)

(32) Boissieu, *Factum de la France, etc.*, chap. IX. *Daire, Op. cit.* p. 295.

彼の所言は其の儘に信ぜられない。蓋し、何よりもコルベールチスムを嫌厭せる彼は、コルベール治下の現在を非難せんとするあまり、過去を美化し過ぎて居るからである。人頭税を免かれんとする努力の如きも、固より、彼の云ふ如く、第十七世紀の中葉に始まるものではなく、其の遙か遠き以前に、否な其の創設と同時に始まつたのである。即ち、シャルル七世(Charles VII)の時代、その創設されるや、早くも生じた負擔の不公平は、強き反對を招き、總て重大なる一揆をすら惹起したのである。斯くて、フランソア一世の治下、一五一七年六月三十日を以て、國民の多數否な其の殆ど大半が、然も其の地方で最も富裕且つ豪奢なるものまでが「絶えず」其の租税を免かれ且つ金銀を掠めんと」努力して居るのに對し、之を嚴罰に處する法令を發布したのを始めとし、(33)爾來同様の法令が屢々發せられたが、併し何れも效果なく、茲に、アンリイ三世は一五八三年三月二十七日の勅令を以て、多數の人頭税納附者が「種々の口實の下に又た種々の機會に不當に免税され、以て重税と壓迫とを民衆に振向ける」ことを

取締り、(34)又た凡ゆる不法の免税(資格を剝奪された貴族・市町村長の子供・領事及び市町村吏員・前財務官吏の子孫等)を廢止し、是等の不當被免税者に對し、罰金として、二箇年間の未拂分を支拂はしむるやう、長官及び區長に對して訓令を發したが、之も一片の空文に過ぎなかつた。そこで一六〇〇年三月を以て發せられた人頭税に關するアンリイ四世の命令は又た不當の免税廢止を目的とし、一六一四年の特別命令も、之亦「種々の口實の下に：：不當に免税せられたる多數の人々に對する」多數の選舉區の憤怨の結果發布せられたるものである。(35)而して、爾來、不當免税の弊害廢除を目的として發せられたるものに、一六三四年四月八日・一六三五年六月十六日の勅令あり、又た一六四〇年十一月の布告及び一六四一年六月十九日・十一月二十七日・一六四二年三月十九日・五月十四日・八月二十二日の命令があり、更に是等の法令の謂はゞ集大成とも看るべき「總命令」(Reglement Général)が路易十三世の晩年即ち一六四三年四月十六日を以て發せられたが、皆是「富と權力の保持と云ふ本來の理由から、當然自ら進んで大なる負擔に貢獻すべき、富者權門」の免税撤廢を主要目的とせるものであつた。(36)

(33) *Nouveau code des Tailles, etc.*, Vol. I, p. 44-59.

(34) *Ibid.*, p. 140-150.

(35) *Ibid.*, p. 229-237. 當時、市民は、屢々、翌年度の納税名簿作製の時期に、移住の通知を出して人頭税を免かれんと努力した。此の特別命令は、是等の移住者に對し、如何なる場合と雖も、其の定住せんと欲したる場所に一年間完全に滞在するまでは、其の現住所に於いて人頭税及び諸他の租税を支拂ふ可き旨を命令し、以て彼上の脱税を防止せんとしたものである。(36) *Ibid.*, p. 207-210.)

(36) *Ibid.*, p. 370-400.

以上述べたところに依つて明らかなる如く、人頭税を免除せられんとする努力は實に其の創設と同時に始まつたのである。此の免税希求の主要目的は固より金銭的負擔の軽減に在つたが、同時に其れは惟り金銭の問題のみでなく、又た虚榮の問題でもあつた。即ち、當時の社會に於いて、納税と労働とは、努めて人の避けんと欲したる、二大恥辱であつた。然も、當時の政治組織に於いて、凡ゆる官職乃至資格にして賣買せられざるものはなかつた。従つて、免税の資格の賣却から多數の被免税者の續出したことは極めて當然のことであつた。生來の特權階級たる貴族及び僧侶以外に簇生したる被免税者は、即ち、大部分、王室財政逼迫の秋に賣却せられたる免税資格を購入せる人々であり、従つて之を買ひ得ざる貧者の上に専ら負擔が雨下せざるを得なかつたのである。而して、斯かる惡弊の結晶せる時代こそ、實に、路易十四世の治下であつた。されば、ボアギューベルが課税の不公平を以て最近始まつたと見たことも全然辯護の餘地が無いのではない。

誠に、課税に關する一切の惡弊が凝結したのは路易十四世の治下に於いてであつた。即ち、王の登極後一年、一六四四年の十二月を以て發せられたる勅令は、選舉區の全官吏に對し、嘗て一六四〇年の勅令に依つて彼等から剝奪せる免税の特權を復活した。而して、其の動機は、免税の特權を廢止しても「貧困なる人民に對して何等負擔の軽減とはならない、若くはなつたとしても云ふに足らぬ程極めて僅少であると云ふに在る、蓋し高位高祿の官吏は人頭税を課せられざる自由市に居住して居るし、又た人頭税を課せらるる都市に居住せる諸他の官吏に對しては……彼等の居住せる都市の住民は、戦々兢々として、頗る僅な額を賦課し割當てるに過ぎぬからである。」(37)果して、斯くの如く、人頭税を課せられる都市に居住せる官吏が、彼等を畏怖せる市民に依つて僅少なる金額を割當てらるゝに過ぎぬとすれば、是等庶民の卑屈なる態度は誠に以て嗤ふ可きであるが、然も、事實、彼等は嘗て免税の

特權を享受せる者に對しては、縱令法律に依つて課税し得る時と雖も、斷じて然る可く課税しやうとはしなかつた。されば、一六五四年三月の勅令を以て「人民救済の爲に」幾多の被免税官吏を廢除すると共に、諸他の免税の特權をも剝奪したが、效果なく、茲に同年十二月選舉區の官吏に、次いで一六五六年三月には殆ど凡ゆる者に免税の特權が與へらるゝに至つたのである。

(37) *Nouveau code des Tailles, etc., Vol. I, p. 413.*

此の免税資格の剝奪と許與とは、路易十四世治世の間、誠に絢へる繩の如くに、繰返して行はれた。即ち、貧民救済乃至弊害除去の名の下に免税の特權が撤廢せられたかと思へば、又た之を廢止しても卑屈なる市民が嘗ての特權階級所屬者に對して課税せんと欲しないと云ふ理由を以て再び其の許與が行はれたのである。併し乍ら、免税の特權の剝奪と許與とが斯くの如く屢々行はれた理由は、之を貧民救済と庶民の卑屈とにのみ歸し得るか。無論、其れも一つの理由であつたらう。だが、それは飽く迄も一つの理由否な寧ろ表面的理由たるに止まり、其の全面的且つ根本的理由は、頻繁たる免税資格の撤廢を行ふことに依つて、之を新らたに頻々と賣却し、以て財政的收入を多からしむる點にこそ在つたのである。(38)免税資格の賣買が頻りに行はれ、遂に入札に依つて最高評價者に其れが賦與せられるに至れるが如き、能く這邊の事情を傳へて餘蘊がない。斯くて、免税資格の賦與せらるゝ範圍は、時と共に、著しく擴大され、一七〇二年七月、古物賣買商にまで及ぶに至つたのである。而して、第十八世紀初葉に於ける被免税者をヴォーバンは十八種類に分類して居るが、(39)然も、彼に據れば、是等の被免税者は、量的には、全國民の「千分の一」にも満たぬが、併し、質的には、實に、「殆ど凡ゆる土地財産を所有せる人々」であることを注意しなければならぬ。(40)

(38) Nouveau code des Tailles, etc., Vol. II, p. 539-540.

(39) ヴォーバンの掲げて居る免税資格は次の如くである。(一)國王、王妃、ドゥファン(Dauphin)殿下、王族及び親王が特別の領主として所有せる土地並びに彼等の主要官吏及び従僕の土地；(二)國務大臣並びに其の用人及び秘書官等々の土地。(三)王室諸般の陪食者、選拔近衛騎兵、輕騎兵、近衛兵、擲彈騎兵等。王室及び王族の諸般の文武官。(四)第一級の宗教家、即ち君牧師(Carдинаux)、大司教(Archevêques)、司教(Evêques)、收益所得ある大司祭(Gros Abbés commendataires)並びに彼等の職員及び彼等に依る被保護者。第二級の宗教家等。(五)騎士階級；(六)王國の全貴族、即ち公爵、元帥、侯、伯、男爵及び無官貴紳等。(七)法曹界の諸高官、即ち大法官、參事官、參事院請願委員及び王室顧問官。長官、評定官、受勳者。高等法院及び上級裁判所の檢事總長及び檢事補。會計檢査院及び補助金檢査院並びに佛蘭西財務局。(八)判事、地方裁判官、裁判長、參事及び王の侍臣並びに區裁判所判事及び下級裁判官。(九)地方代官、其の秘書官及び代理官、並びに下司官。(一〇)選舉區の諸官吏、地方の一般收稅官。入頭收稅官。水及び森林監督官。鹽置場監督官、元帥管區監督官。(一一)地方長官及び國境守備長官、國境參謀長、等々。(一二)貴紳に非ざる現役士官。砲兵士官、陸軍監督官。並びに之に類する諸他の士官。(一三)最近賣出されたる地方代官職を有する者、例へば王國內の諸市長。(一四)市町村長、其の代理及び特權を賦與せられたる吏員。(一五)最近、人民の多數なるに對し、必要上創設せる多數の官職。(一六)國土中の自由地及び貴族の領地、自由市及び貧民に課さるゝ租税を課せざる諸他の地方。(一七)大小作人並びに其の第一、第二及び第三轉借人。(一八)狡猾なる被免稅者、即ち賄賂に依り、若しくは兩親及び諸他の有力者の信用に依つて、公課の全部的若しくは部分的償還を受くる手段を講ずる者であり、而して此の數は殆ど無限である。(Vauban, *Projet d'une dime royale, Seconde partie de ces mémoires, etc.*, chap. IX. Eugène Daire, *Collection des principaux économistes*, Tome I, *Economistes financiers du XVIIIe siècle*, 1851, p. 131-2.

(40) Vauban, *Ibid. Daire, Op. cit.*, p. 138-4.

加之、是等の被免稅者は惟り彼等自身被免稅資格を獲得するのみならず、其の關係者、就中彼等の小作人をも亦た免稅の特權に與らしめんと努めたのである。然も、此の仲介の勞のとられる所以は、彼等の小作人に對する眞の親切乃至慈愛に出づると云はんよりは、寧ろ彼等の權勢を誇らんとする自負心と同時に又た飽く無き利己心からであつた。此の點を指摘せるボアギューベールの言は正しい。彼に據れば、彼等が其の小作人の免稅問題を通じて得たる利益は實に莫大なるものであつた。即ち、租稅調査委員に對する信用を利用して自己の小作人を免租の特權に與らしめ得たる彼等は、小作人の免除せられたる租稅の一部を著服することを缺かさなかつた。(41)さればこそ、有力なる地主が租稅制當の業に參劃することを禁止する法令が、既にアンリイ四世の治下、一六〇〇年三月を以て發布せられたのであるが、併し何等の効果も無く、依然として斯かる醜事が行はれて居つたのである。斯くて、凡ゆる負擔と收奪とを受くる者は、國民の最も貧弱なる部分であるのに對して、資力ある者は之を免かれたる上に尙ほ不當の利得を得つゝあつた。ボアギューベールの言葉を藉れば「自己と其の全家族を生活せしめるのに、唯だ其の雙腕を有するに過ぎない、不幸なる人々が、其の有する凡ゆる資力を超過せる割合を以て課稅せらるゝに拘らず、多大の所得を有する者が鑑一文も納稅せぬ、實に此の事が當然の事となり常例となつたのである。(42)其の結果は何か。

(41) Boisguillebert, *Le Detail de la France*, Part II, chap. IV. Daire, *Op. cit.*, p. 174.

(42) Boisguillebert, *Fatum de la France*, chap. V. Daire, *Op. cit.*, p. 262.

苛稅に耐へず、耕作を放棄する農耕者多く、豊饒なる土地も之が爲に荒涼たる荒地と化し、又た或は廢業し、或は國外に逃亡する商工業者の續出をも見るに至つた。斯かる破産者若しくは亡命者に就いて、ボアギューベールは幾

多の實例を掲げて居る。(43)而して、國內に留まつて生活せんとするものは、悉く、貧困を装ひ、窮狀を誇張せねばならなかつた。蓋し、然らざれば、直ちに重税を賦課せられるからである。斯くて、農民と云はず、商工業者と云はず、萬人皆是、金銀を隠し、出費を避け、貧窮を装つて苟くも安易の外觀を呈せざらんことに努めたが、其れは何れも一に新たな課税を避けんがために外ならなかつた。(44)彼は御用金の爲に葡萄酒を隠し、人頭税の爲に麴麩を隠す、然も若し彼の餓死せざらんことを怪しむが如き人あらば、斯かる人こそ破産せる人であるに違ひなし。(45)と云へるルッソの言葉は苛税に喘げる當時の庶民の狀態を偲ばしむるに最も適切なるものであらう。而して、斯かる狀態が消費の不自然たる抑制従つて交換の缺如を招來し、延て又た現實の窮乏を生じ、若しくは之を愈々深刻化せしめたることは言ふ迄も無からう。

(43) Boissuilbert. Le Détail de la France, Seconde Partie, chap. XVII. Daire, Op. cit., p. 196-7.

(44) Boissuilbert, Factum de la France, chap. V. Daire, Op. cit., p. 262.

(45) Oeuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau, 1815, Vol. I, p. 296-8.

以上人頭税の割當に就いて述べた。次ぎに、其の徴收方法に就いて觀ねばならぬが、其れは又た人頭税被課税者に對して新たな負擔を與ふるものであつた。先づ、人頭税を徴收する收入役に就いて觀るに、既に述べたフランソア一世の法令(第十一條)は、選舉區の區長に對して「爾後其の選舉區の小教區に割當てられたる人頭税を徴收すべき收入役を任免するを禁止し、收入役を以て選舉區の住民に依り、彼等の一切の責任に於いて選出せらるべきことを希望し命令した。爾後の法令も亦た此の收入役選舉制度を規定し、而して、唯だ選舉區民が此の選出を拒否せる場合に限つて、選舉區の區長は收入役の強制的任命を行つたのである。即ち、苛酷なる人頭税徴收の業は、斯

くの如く、原則として、被課税者自身に委ねられたのである。

此の收入役は極めて重大なる職掌であり、人をして破産と投獄の憂き目に遭遇せしめたること屢々であつた。誠に、ボアギューベールの云ふ如く、「此の徴税は凡そ吾人の想像し得る最も不愉快なる賦役の一なるが故に、其の收入役は、皆之、一緒に街を歩ゆまんと欲するのである。故に、七人の收入役の居る所では、其の七人が、交代せず、絶えず一緒に街を歩いて居るのを見るのである。然も、人頭税が一年にして徴收せられることは殆どなきが故に、今年度の收入役は街の片側を歴訪し、否な寧ろ掠奪せるに對し、前年度の其れは他の側に就いて同様の事を行へるを見るのである。而して徴收し得可き何等かの糧食若しくは道具の存する場合には、新收入役を要するが故に、斯かる場合には、一致協力せる諸他の隊伍の例に倣つて一の新なる隊伍を組織するのである。無論、諸所に於いて同様に行はれる鹽の徴收に就いては、一種の軍隊が組織せられるが、然も其れは一年間、漫歩に時を費し、無限の罵詈雑言と呪咀とより外に殆ど何物をも得ることがないのである。之れ蓋し、恰も割當ての際に、何等の保護をも期待し得ぬ被課税者の利益が、商業と消費との全き杜絶に依つて安易の凡ゆる外觀を隠すことに在ると等しく、徴税の際にも、彼等の利益は、納税を遅延し、執達吏の手数を煩はしめて、彼等への巨額なる課税に對して收入役に復讐したり、若しくは支拂困難の事實に依つて、翌年度の課税の同額たらんことを拒否したりするがために、屢々強制と處分(46)とを受けたる後に、少しづつ支拂ふことに存したるが故である。さればこそ、一週間も歩き廻つた後に、唯だ罵詈雑言のみを得るに過ぎぬことが屢々であつたが、然も他方彼等收入役は、其の官職の役得として這般の強制執行を爲せる人頭税收税官に依つて巨費を課せられたのである。(47)

(46) 此の強制執行に就いてヴォーバンは云ふ、屋内に在る物を賣却せる後、家の扉まで強制處分に附せることは極めて普

通のことである、のみか、吾々は桁、梁及び板等を得んがために、家屋の打ち毀されるのを見たが、然も、彼等は人頭税を控除せる後、其の價值より五六倍も廉價に叩き賣られたのである。(Vauban, Dime Royale, Daire, Op. cit., p. 52.)

(47) Boisguillebert, Le Dénail de la France, Seconde Partie, chap. IV, Daire, Op. cit., p. 176-7.

而して、若しも其の年度末迄に人頭税の徴収が完了せぬ場合には、収入役は「投獄」され、時に三四里も距りたる、彼等の妻子が彼等に食物を運ぶ有様である。然も、ボアギューベールに據れば、「多數の人頭税収入役は其の家庭よりも獄舎に在ること久しく、然も獄舎に於いて「食物と手當と、而して彼等を季節の障害より防ぐ可き建物とを缺けるため」彼等の死亡する者算をば成すに至つた。(48)

(48) Boisguillebert, Factum de la France, chap. V, Daire, Op. cit., p. 263.

斯くて、何人も、出来る限り、斯かる収入役の職掌を拒否し、若しくは之を行ふ場合には免税又は減税に依つて充分補償せらるべきことを要求するに至つた。茲に於いてか、アンリイ四世は一六〇〇年三月、斯かる傾向の防止を目的とする法令を發布するに至つたのである。即ち、此の法令に依つて、先づ、租税割當委員に對して、明白なる損失の爲に前年度に比して減税することが正當と認められる場合以外には、其の知人乃至兩親の割當と雖も之を低減するを嚴禁し(第十條)、次ぎに、若し租税割當委員にして不正なる割當を行へる場合には、彼等自身をして之が實施に當らしむべく、同年度中、彼等を収入役に任すべきことを規定した(第十一條)。加之、不正なる割當の犠牲者は、斯かる割當を行へる租税割當委員を「起訴」するを得るとし(第十五條)、又た納税名簿には、各被課税者の姓名以外に、其の生活状態を記入するとともに、免税理由を附記せる被免税者の表をも併記すべきものとし(第十六條及び第十七條)、更に納税名簿の作製に當つて貴顯貴族乃至權門勢家の干渉するを嚴禁する旨を規定し(第

十八條)、依て以て課税の不正を防止するに努めたのである。

併し乍ら、租税割當委員乃至収入役に取つて、其の徴収せる人頭税總額を納附す可き收税官と、自己及び近親者の免税乃至減税を要求せる小教區の富者乃至權門と、更に免税は望み得ず然も殆ど支拂能力を缺ける多數の納税者との間に介在しつゝ、租税割當乃至徴収の業を完成することは誠に容易ならぬことであつた。而して、事實に於いて、納税資力ある富者權門は自己及び近親者まで免税乃至減税され、一切の負擔は納税資力に乏しき者に轉嫁されたが、然も、此の場合、各選舉區の官吏が、不當徴税に反對し之が爲に収入役の選任を阻止せる區長を投獄する無法なる權限を有し且つ之を行使せる事に對しては、之を取締る可き何等の法令の發布を見ざるのみか、應て一六六三年二月十二日を以て「小教區々民は収入役の選任後に於いて其の連帶責任を解除せらるべく、」従つて區民が此の選任を拒否し、區長も亦之が強制的任命を行はず、斯くて「収入役の就任を缺けるがために投獄せられたる區長は其の就任後に於いて放免せらるべきこと、而して収入役は納税名簿の作製を爲すべく、然も之が作製に當つては選舉區の官吏に依つて検査を受くべきこと」を規定せる「布告」の發布を見るに至つたのである。然も、唯だ収入役の就任を以て能事了れりと爲すを得ず。「收税官が至當と看做す額の少くとも三分の一を收税するに非ざれば」収入役の投獄は免かれ得なかつた。

斯くて、人頭税こそは、貧困なる納税者として如何なる犠牲を拂つても納めねばならぬものであり、従つて、彼等に對して最も苛酷なるものであつたと云ひ得るであらう。其の彼等に對する影響は、即ち、全く破壊的一面に於いてのみ著しいものであつたと云つて差支へないであらう。

附記 自次にも記せるが如く、尙ほ、當時の主要なる租税として、御用金及び鹽稅等を検討せねばならず、而して是等を通

じて當時の佛蘭西税制の特徴を把握し、更に其の佛蘭西自由主義經濟學との關聯等に就いて論述すべきであつたが、餘りに長大なるを恐れ、目次中、前三齣を以て一先づ擱筆し、後三齣を次ぎの機會に譲ることとなつた。讀者諸賢の寛恕を乞ふ次第である。

日本資本主義成立過程に於ける配給組織の變革

—砂糖業を中心として—

岩 田 仞

目 次

第一節 舊幕時代に於ける砂糖配給組織

- 一、唐紅毛砂糖の配給組織
- 二、島津黒糖の配給組織
- 三、和糖の配給組織
- 四、砂糖取引の發展

第二節 明治維新と砂糖配給組織

- 一、制度的改革と砂糖配給組織
- 二、明治維新と砂糖取引

第三節 洋糖輸入に基く配給組織の變革

- 一、舊砂糖配給組織の衰退

日本資本主義成立過程に於ける配給組織の變革